

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税等徴収事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、地方税等徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 ①納税者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 ②納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 ③納税者からの納付がない場合は、督促状を送付する。 ④督促した納税者から納付のない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。
③システムの名称	1. 収納消込システム 2. 滞納整理システム 3. 宛名システム 4.. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)収納マスタファイル (2)分納誓約情報ファイル (3)処分マスターファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9、24、44、85、100の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表の9、24、44、85、100の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第16条、第24条、第46条、第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 収税係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---------------------------------------------------

判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「板倉町情報セキュリティポリシー」に従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 USBメモリは、事前に許可された媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、確認を行った上で廃棄する。 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(2)分納制約情報ファイル	(2)分納誓約情報ファイル	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	税務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍税務課長 丸山 英幸	税務課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 収税係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 収税係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 収税係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 収税係	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	
令和7年10月31日	IV-8 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	
令和7年10月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	